

妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 9 月

1. 目的

この要領は、学校及び保育園・こども園給食を教育の一環として捉え、今後も安全・安心な給食を継続的かつ安定的に提供するため、「妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託仕様書①～④（対象施設は下記表の計 15 施設）」に基づく企画の提案を受け、市の選定基準により審査した上で優れた受託候補者を選定することを目的とします。

施設区分	対象施設
小学校（6 施設）	妙高市立新井小学校、妙高市立斐太北小学校、妙高市立新井北小学校、妙高市立新井中央小学校、妙高市立妙高高原小学校、妙高市立妙高小学校
中学校（3 施設）	妙高市立新井中学校、妙高市立妙高高原中学校、妙高市立妙高中学校
保育園・認定こども園（6 施設）	妙高市立新井あおぞら保育園、妙高市立妙高保育園、妙高市立よつばこども園、妙高市立さくらこども園、妙高市立和田にじいろこども園、妙高市立妙高高原こども園

2. 委託業務名称

No.	委託件名	対象施設
1	妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託①	妙高市立新井中学校、妙高市立妙高高原中学校、妙高市立妙高高原こども園
2	妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託②	妙高市立新井小学校、妙高市立妙高小学校、妙高市立妙高中学校、妙高市立新井あおぞら保育園
3	妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託③	妙高市立新井北小学校、妙高市立斐太北小学校、妙高市立妙高保育園、妙高市立和田にじいろこども園
4	妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託④	妙高市立新井中央小学校、妙高市立妙高高原小学校、妙高市立よつばこども園、妙高市立さくらこども園

3. 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 4 年間

※令和 10 年 4 月 1 日以降の契約については、委託期間中の業務の履行状況が良好であれば、その後 2 年を限度として契約更新できるものとします。

4. 委託業務内容

- (1) 食材検収
- (2) 調理業務（食物アレルギー対応食及び乳児食の調理業務を含む）
- (3) 配缶・運搬及び回収業務
- (4) 食器具等の洗浄・消毒・保管
- (5) 施設・設備の清掃及び点検等
- (6) 残渣及び調理場のごみの処理
- (7) 施設の維持管理
- (8) 食材発注（栄養士・栄養教諭が在席していない施設のみ）
- (9) その他付帯して必要となる業務

※別紙各施設の妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託仕様書を参照

5. 委託業者参加基準

- (1) 法人であり、経営が良好で安定していること
- (2) 学校・保育園・認定こども園給食業務の実績があること。
- (3) 過去5年間安全衛生管理及び重大な事故による行政処分を受けたことがないこと
（本社及び各事業所）
- (4) 国税及び地方税等を滞納していないこと
- (5) 令和7、8年度妙高市物品入札参加申請をすることができる者と同程度の要件を有すること

6. 受託候補者選定

受託候補者は、①～④の区分にて提案書類等の提出があった参加業者の中から、選定委員会で審査し区分毎に決定します。

7. プロポーザルのスケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 公募開始（市ホームページ掲載） | 令和7年9月1日（月） |
| (2) 施設確認会 | 令和7年9月16日（火） |
| | 令和7年9月17日（水） |
| | 令和7年9月18日（木） |
| | 令和7年9月19日（金） |
| (3) 質問締切 | 令和7年9月26日（金） |
| (4) 質問回答期限 | 令和7年10月1日（水） |
| (5) 提案書類等の提出期限 | 令和7年10月18日（月） |
| (6) プロポーザルヒアリング | |
| 受託候補者選定 | 令和7年11月14日（金） |
| (8) 受託候補者決定通知 | 令和7年11月下旬 |
| (9) 受託候補者と業務委託に関する打合せ | 令和7年12月上旬 |
| (10) 調理業務引継開始 | 令和8年1月下旬 |
| (11) 委託業務開始 | 令和8年4月1日（金） |

8. 提案書類等の内容

- (1) 給食に対する取組について
- (2) 安全衛生管理（食物アレルギー対応を含む）体制について
※社員教育及び人材育成に関する取組を含む
- (3) 調理従事者の配置体制について
- (4) 会社概要及び調理関係業務等の実績について
- (5) 調理業務委託見積について

9. 提案書類等の提出について

- (1) 提出期限 令和7年10月18日（月）午後5時15分まで
- (2) 提出先 〒944-8686 妙高市栄町5番1号
妙高市教育委員会 こども教育課 学校教育係
- (3) 提出書類 次の書類を各区分の部数及び電子データを提出

- ①グループ 正本1部・副本12部 計13部提出 及び電子データ
- ②グループ 正本1部・副本14部 計15部提出 及び電子データ
- ③グループ 正本1部・副本13部 計14部提出 及び電子データ
- ④グループ 正本1部・副本15部 計16部提出 及び電子データ

区分	名称等	備考
様式1	妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託公募型プロポーザル参加表明書	表紙
様式2～7	妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託提案書	様式5の別紙②及び別紙③、様式6については学校ごとに作成 ※別紙②は学校のみ作成
その他	提案者が説明のため必要と認める資料	A4版3枚以内

※すべてA4版・縦型・横書き・左綴じ。複数ページにわたるものはページ番号を付してください。

※副本について、会社名を伏せて提出してください。

※提案書類等受理後の追加修正は受け付けません。

- (4) 提出方法 持参（土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）
又は書留郵便（提出期限必着）
※郵送の際は、本提案書類が入っていることが分かるよう記載してください。

10. 質問事項及び回答

- (1) 質問事項については、別紙「質問書」を令和7年9月26日（金）までにFAX又は電子メールで提出してください。

FAX：0255-72-3902 E-mail：gakkyou@city.myoko.niigata.jp

- (2) 質問に対する回答は、令和7年10月1日（水）までに市ホームページ掲載等によりお知らせします。質問回答書は実施要領の追加又は修正とみなします。

11. 施設確認会

◎共通事項

準備品：白衣、マスク、帽子、履物

◎妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託①

- (1) 日 時：令和7年9月16日（火）午後2時00分から（予定）
- (2) 会 場：妙高市立新井中学校給食調理室
妙高市立妙高高原中学校給食調理室
妙高市立妙高高原こども園給食調理室

◎妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託②

- (1) 日 時：令和7年9月17日（水）午後2時00分から（予定）
- (2) 会 場：妙高市立新井小学校給食調理室
妙高市立新井あおぞら保育園給食調理室
妙高市立妙高小学校給食調理室
妙高市立妙高中学校給食調理室

◎妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託③

- (1) 日 時：令和7年9月18日（木）午後2時00分から（予定）
- (2) 会 場：妙高市立斐太北小学校給食調理室
妙高市立新井北小学校給食調理室
妙高市立和田にじいろこども園給食調理室
妙高市立妙高保育園給食調理室

◎妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託④

- (1) 日 時：令和7年9月19日（金）午後2時00分から（予定）
- (2) 会 場：妙高市立新井中央小学校給食調理室
妙高市立よつばこども園給食調理室
妙高市立さくらこども園給食調理室
妙高市立妙高高原小学校給食調理室

※1 施設目を実施後、移動して2施設目以降を実施します。

※それぞれの区分に参加予定の業者は必ず出席してください。

12. 応募に関する留意事項

- (1) 参加業者は、提案書類等の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 応募に関して必要な経費は、参加業者が負担してください。
- (3) 参加業者から提出される書類の著作権は、原則として書類作成者に帰属しますが、必要のある時は書類の内容を本市が無償で利用できるものとします。
- (4) 提出された書類は、その理由のいかんに関わらず返却しません。ただし、本市が必要とする場合は、追加書類の提出を求めたり記載内容の聞き取りを行ったりすることができるものとします。
- (5) 本市が提案内容を公表する場合は、事前に参加業者の承諾を得るものとします。

- (6) その他、応募にあたって必要な事項が生じた場合は、全参加業者に改めて通知します。

13. 参加報酬等

本プロポーザル参加に伴う報酬等は、無償とします。

14. 失格条項等

次の各号に該当する場合は棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外します。

- ①提出期限までに提案書類等の提出が無かった場合、以降の受理はしません。
- ②提案書類等に虚偽の内容が記載されている場合。
- ③提案内容が仕様書に基づかない場合。

15. 審査方法

- (1) 書類審査及びヒアリングにより行います。ただし、ヒアリングは1回とします。
- (2) 別紙「妙高市立学校・保育園・認定こども園給食調理業務委託受託候補者選定基準」により、選定委員会が定められた審査項目について審査します。
 - ①審査項目ごとに点数化して評価します。
 - ②各選定委員が、審査項目ごとに5段階で採点した点数の合計点を計算し、提案者の順位付けを行います。
 - ③1位と順位付けした選定委員数が多い提案者を受託候補者とします。1位が同数の場合は、同数となった者について、選定委員の総得点数の高い者を受託候補者として決定します。
 - ④最も評価点の高い応募者の評価点が6割未満のときは、受託候補者とししないものとする。
 - ⑤選定委員会は、全ての提案について、契約の目的が十分に達成できないと判断したときは、受託候補者を決定しないことができるものとします。
 - ⑥選定委員会で選定した者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を受託候補者とします。

16. 調理業務引継

- (1) 引継期間
教育委員会と受託候補者が協議して期間を設定することとします。引継ぎは受託候補者が決定しだい速やかに開始します。
- (2) 引継業務
 - ①市の給食調理員が行う調理業務（食物アレルギー対応食及び乳児食の調理業務を含む）の作業手順等について、現場の状況を確認すること。（1回以上）
 - ②給食設備・器具等を使用して、実際に調理作業を行う形態で事前研修を行うこと。（1回以上）
 - ③給食提供開始前までに試食会を実施すること。（1回以上）

※実施施設、実施日及び調理献立については、教育委員会と協議して決定します。
- (3) 費用負担
引継期間中の業務に係る費用は、受託候補者が負担することとします。

17. 契約について

本プロポーザルは、令和 8 年度当初予算成立前準備行為であり、本業務に係る予算が成立した時点で受託候補者に選定した業者を妙高市財務規則第 142 条第 3 項第 1 号に基づく随意契約の相手方として見積を徴し、契約を締結するものとします。

※原則としてプロポーザルの際の見積額を上回らないことを条件とします。

※歳入歳出予算に減額又は削除があった場合、契約の変更又は解除を行うことができるものとします。

18. 問合せ及び書類等提出先

〒944-8686 新潟県妙高市栄町 5 番 1 号
妙高市教育委員会 こども教育課 学校教育係
TEL : 0255-74-0037 FAX : 0255-72-3902
E-mail : gakkyou@city.myoko.niigata.jp